外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書

出者 鈴木宗男

提

## 外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六九第一六二号)及び「前々回答弁書」 (内閣衆質一六九第一一七号)

まえ、再度質問する。

る。 る際、 右の様な不誠実な答弁ではなく、 ている。 内閣衆質一六九第一一七号)三についてから六についてまでで述べたとおりである。」との答弁がなされ 解して良いかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十年三月七日 況」の五点につき、それぞれ説明がなされている。その中で、「年月日」については「ワインの異動の あった年月日が記載されている。」と、 インの銘柄」とは、 「前々回答弁書」では、 」と「前々回答弁書」にあるが、右で言う「ワインの異動のあった年月日」 物品供用簿に記入することが求められる「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状 当方は「ワインの異動」という意味が明らかでなく、それを確かめるべく質問しているところ、 ワインを新しく購入した及びワインを使用して費消した日にち並びに銘柄を指すと理 外務省が保有する全てのワイン(以下、「全てのワイン」という。)を使用す 「異動」が具体的にどの様な意味を指すのか明らかにすることを再度求 「品名」については「異動のあったワインの銘柄が記載されてい 並びに 「異動のあったワ

める。

あり、 を使用する者の官職氏名を記載することは含まれるかと前回質問主意書で問うたが、「前回答弁書」では と同様の答弁がなされ、 「摘要」 具体的にどの様な事項が記載されるのか、 右で言う「ワインの異動の事由である使用目的」には、 について 「前々回答弁書」では「ワインの異動の事由である使用目的が記載されている。」と 具体的な説明がなされていないところ、「摘要」が具体的にどの様な意味を指 詳細な説明を再度求める。 ワインを使用する場所や会合、 更にワイン

 $\equiv$ うたが、 あ Ď, 右で言う「ワインの異動の数量及び現在高」 「前回答弁書」では一と同様の答弁がなされ、 には、 具体的な説明がなされていないところ、 ワインそれぞれの銘柄 も明記されてい るかと問 「受払状

ても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていない」と答弁しているが、 況」にワインそれぞれの銘柄も明記されるのか否か、 「受払状況」について 「前回答弁書」で外務省は 「前々回答弁書」では 「物品管理簿においては、 「ワインの異動の数量及び現在高が記載されている。」と 再度明確な説明を求める。 購入年度別の管理は行っておらず、ワインについ

匹

右答弁からすると、 外務省においてどのワインをいつ購入したか、そしてそれぞれをいつ使用したかを記

録していないということか。

五. そうであるのならば、 「年月日」、 「品名」、 「摘要」 及び 「受払状況」に「全てのワイン」 の

情報が記載されていることに何の意味があるのか。二〇〇一年度から二〇〇五年度までに購入されたワイ

ン二千三百六十六本のうち、どの銘柄のものがどれだけ使用され、どれだけ残っているかという問いに答

えられずして、何をもって外務省は「全てのワイン」を適切に管理していると言うのか説明されたい。

六 外務省において新たにワインを購入する際に外務省内においてなされる検討作業や手続き等についての

説明を求めたところ、 「前回答弁書」では 「購入する本数及び銘柄については、 価格や質等を考慮して決

定している。 ワインの購入に係る事務については大臣官房会計課において担っている。」との答弁がなさ

れているが、 現在外務省におけるワイン購入の責任者は、 齋木尚子会計課長であると考えてよい か。 確認

を求める。

七 六の答弁にある、 ワインの購入が決定されるまでに行われる、ワインの価格や質等についての考慮は、

会計課長を中心に外務省大臣官房会計課で行われるということか。 確認を求める。

八 七の考慮を経て、 最終的にワイン購入の決裁を行うのは外務省におけるどこの部局か。 またその責任者

は誰か。

九 外務省職員が「全てのワイン」を公務に関係のないところで私的に流用した場合を想定して、 外務省に

おいて何らかの罰則を定めた内規はあるか。

+ 「分類」、「年月日」、「品名」、「摘要」及び「受払状況」の詳細な内容をエクセル等のパソコンソ

フトで電子化することにより、外務省における「全てのワイン」の管理をより簡略化でき、 便利さが増す

と考えないかと前回質問主意書で高村正彦外務大臣に問うたところ、 「前回答弁書」では 「適正に書面で

作成された物品管理簿等を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書 (平成二十年

三月七日 内閣衆質一六九第一一七号)十について等で述べたとおりである。 」との答弁がなされている

が、 右答弁は高村外務大臣が実際に当方の質問に目を通した上での、 高村外務大臣自身による答弁

十 一 当方が問うているのは、 物品管理簿及び物品供用簿のあり方が適正か不適正かということではなく、

パソコンソフトで電子化することでより利便性が高まり、 外務省における「全てのワイン」の管理がより

容易になるのではないかということである。これだけ社会の様々な分野でIT化が進んでいる中、

が物品管理簿及び物品供用簿の電子化を考えない理由は何か。

十二 二〇〇六年度から二〇〇七年度までに、外務省がどの銘柄のワインを何本購入したのか全て明らかに

されたい。

十三 十二のワインの内、どの銘柄のものがどれだけ使用されたのか説明されたい。

右質問する。